


所管部課		福祉部 高齢介護課		部長	吉 沢 寿 子		
件 名		東大和市介護保険規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関 係 事 項	条例 規則						
	部課 機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」等により、平成27年8月1日に介護保険法及び介護保険法施行令が一部改正されることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第一号被保険者であって介護保険法施行令で定めるところにより算定した所得の額が同令で定める額以上である要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受ける介護給付については、「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>(2) 施行日 平成27年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>							
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済</p>							
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。